広報
なはり
2022 MAY
5
NO.342
奈半利町ホームページ　http://www.town.nahari.kochi.jp/

奈半利中学校

奈半利小学校

入学おめでとうございます!!

- 新しく赴任された方々のご紹介
- 町のニュース
- 国際交流員
- 議会だより　Vol.180
- お知らせ
- ヘルスメイト ほか

人　口／3,056 人
男　／1,427 人　女　／1,629 人　世帯数／1,661 戸
令和4年2月28日現在

新しく赴任された方々のご紹介

よろしくお願いいたします

新任ご挨拶

奈半利小学校

皆さん、お久しぶりです。奈半利小学校長の宇賀孝篤です。平成27・28年度に教頭としてお世話になり、5年ぶりに奈半利小学校に戻ってまいりました。

私は奈半利の幸が大好きです。山・川・海の豊かな自然に恵まれた“那波の里”で、次代を担う子どもたちの成長に少しでもお役に立てればと思います。本校の教職員と共に精いっぱいがんばりますので、よろしくお願いいたします。

はじめまして。室戸小学校から異動してきました、教頭の竹崎茜です。

教頭職 1 年生です。色々勉強しながら、子どもたちに「学校が楽しい」「学校に早く行きたい」と思ってもらえるような学校をつくっていけるよう、「チームなはり」の一員として、頑張っていきたいと思います。

これからどうぞよろしくお願いします。

奈半利小から田野小に異動してすぐに奈半利小に戻ってきました、細川憲作です。

この1年間子どもたちに負けないように、反対に子どもたちから学ぶことがたくさんあると思います。子どもたちのために1日1日頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめまして。2年生担任の岸和南です。

私は徳島県の海陽町で育ちました。奈半利町は自然豊かで川も海も見える素敵な土地です。小さい頃から自然とともに過ごしてきた私にとって奈半利町はどこか懐かしい気持ちになります。初めてのことで戸惑うことも多いですが、それ以上に毎日子どもたちと会えることが楽しみです。

私は奈半利町の素晴らしさを深く実感するとともに、子どもたちと日々成長していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

はじめまして。初任栄養教諭の矢野愛実です。愛媛県出身です。

奈半利町のきれいな海やおいしいお店、地域の皆様の温かさに日々感動しております。

食の面から子どもたちの健やかな成長を支えていけるよう、頑張っていきます。奈半利町の子どもたちと共に楽しい給食時間をつくっていきたいと思っています。

よろしくお願いいたします。

教育委員会

町民の皆様、はじめまして。

本年度の4月より、教育委員会に採用となりました天野恵太と申します。

主に、学校給食、社会教育、生涯学習について担当しております。初めてのことばかりで、失敗することもあるかもしれませんが、前向きに取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

奈半利中学校

土佐市立高岡中学校から赴任しました、大野高範です。
奈半利町での勤務は初めてですが、早く学校や地域に慣れ、奈半利中学校の生徒と教職員一緒になり、これまで以上に笑顔にあふれ、一人ひとりの人間を大切にする学校を築いていきたいと考えています。
奈半利町の皆さんの宝である子どもたちを育てる一助となるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願いします。

この度の異動で再び奈半利中学校でお世話になることになりました、松本晶子です。16年という年月を経ると生徒数や学校のシステム等はずいぶん変わりましたが、西に奈半利川、南に太平洋を望む、開放的で明るい雰囲気の奈中は変わっていませんでした。
懐かしい顔に再び出会えて顔がほころぶとともに、新たな出会いとこの1年を目前にして、気が引き締まる思いです。
生徒の皆さんと一緒に成長していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

今年1年間お世話になります。髙橋一成と申します。保健体育と野球部を担当させていただきます。
野球は小学校2年生からやっており、今まで学んだことを伝えていければと思っています。
奈半利町には今まで訪れたことが少なく、分からないことも多いですが、自分にできることを精いっぱいやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

北川中学校から異動してきました、講師の西山知里です。音楽と美術の授業、吹楽部の顧問を担当させていただきます。
生徒の皆さんと一緒にたくさんの経験をして一緒に成長していきたいと思っています。1年間よろしくお願いいたします。

室戸市立吉良川小学校より異動してまいりました事務職員の尾城光俊です。
昨年度まで、自宅から室戸市への通勤途中に奈半利町を通っていました。朝のあいさつ運動やごみ拾いなどの取り組みを目にすることがあり、気持ちのいい学校だなと感じていました。
生徒の皆さんが気持ちよく学校生活を送ることができるように、学校の環境整備に精いっぱい努めていきます。よろしくお願いいたします。

奈半利役場

本年度の4月から住民福祉課に採用になりました横田美月と申します。1日でも早く、1つでも多くの事を学び業務に取り組んでいきたいと思っております。
至らない点が多々あると思いますが、よろしくお願いいたします。

はじめまして。この4月から奈半利町役場に採用になりました。岩原啓人と申します。まだまだ奈半利町のことについて知らないことばかりですが、住民の皆様にお役に立てるよう精いっぱい頑張っていきます。慣れないことばかりで、何かとご迷惑をおかけすることとは思いますが、よろしくお願いいたします。

上村孝文氏・大寺秀人氏
四国地区スポーツ推進委員協議会会長表彰受賞

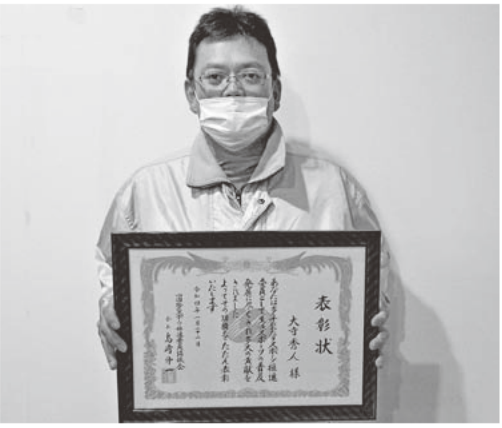

令和3年度四国地区スポーツ推進委員協議会会長表彰において、本町のスポーツ推進委員である上村孝文氏、大寺秀人氏が受賞されました。

上村氏は、26年余りスポーツ推進委員として活動する傍ら、現在は退かれておりますが、奈半利町体育会バドミントン部部長として町内大会の運営の中心となるなどのほか、後進の育成に尽力されました。

大寺氏は、28年余り同委員として活動する傍ら、奈半利町スポーツ少年団野球部の監督として、児童の健全育成に寄与されることのほか、現在も奈半利町体育会会長として当町のスポーツの普及・振興に尽力されています。

両氏とも、スポーツ推進委員として長きにわたり、町民運動会や町内大会、市町村対抗駅伝など各種大会の役員を務めるなど、当町におけるスポーツの普及・振興にご尽力され、現在も同委員としてご活躍されています。

この度の受賞、誠におめでとうございました。本町の社会体育行政に多大なるご協力をいただきましたことに感謝申し上げると共に、今後の活躍をご祈念いたします。

なはりの郷通信

～海浜センターリニューアルオープン お披露目会を開催～

4月25日に奈半利町海浜センターのリニューアルオープンお披露目会を開催しました。

午前中はメディアの方向け、午後は一般の方も来場可能な形で行いました。たくさんの方にご来場いただき、目玉であるキャンプサイトのPRもできたと思います。キャンプサイトは4月25日から予約開始、4月29日から営業を開始しております。

また、同時導入となったウォーキングバイシクル、電動キックボードといったグラウンドアクティビティも整備しておりますので新しくなった海浜センターにぜひ遊びに来てくださいね!!

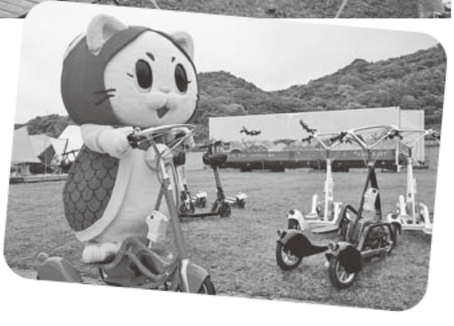

ご予約・お問い合わせはこちらから
奈半利町海浜センター　TEL0887-38-5127

海浜センターHP　QRコード

加領郷小学校閉校式

令和2年3月31日をもって、144年の長い校史に幕を閉じ閉校となった「加領郷小学校」の閉校式を、新型コロナウイルスの影響により延期していましたが、2年遅れの3月27日(日)に、同校体育館において開催しました。式典には、卒業生や地域住民をはじめ、町関係者や町議会議員、また、同校に赴任されていた元教職員の方々など約100人が出席されました。

式典では竹﨑町長の式辞や竹内議会議長からの挨拶のあと、出席者全員で校歌を斉唱し、学校最後の卒業生となった、大西香君と大西哲平君の2人から濱内教育長へ、そして濱内教育長から竹﨑町長に校旗が返納されました。その後、校庭で記念碑の除幕が行われ、最後に思い出がいっぱい詰まった学びやに感謝の言葉とともに愛惜の気持ちを込めて、出席者全員で風船を大空に放して、式典を終了しました。

なお、加領郷小学校の跡地活用については、有効な利活用の方向性を見いだしていくための取り組みを進めているところでありますので、今後も皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

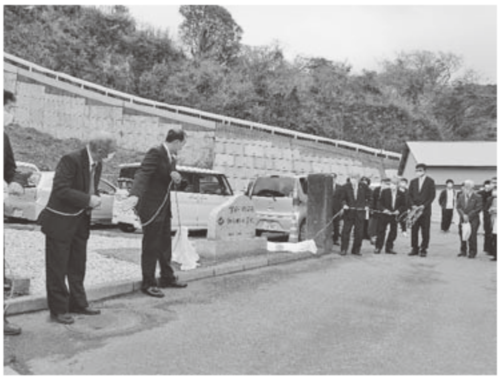

こども園・小中学校合同避難訓練

4月13日にこども園・小中学校合同避難訓練を実施しました。南海トラフ大地震を予測し、避難場所である愛光園に避難しその後、奈半利町防災センターの設備について見学しました。今回の避難訓練を通して、いつ地震が起こっても避難できるような準備や、「自分の命は自分で守る」という行動の大切さを子どもたちは学ぶことができました。

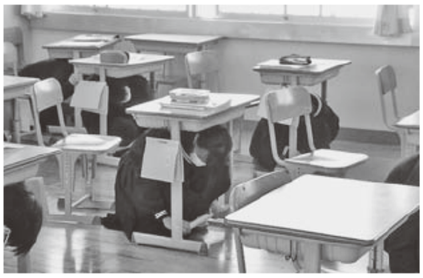

中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会

～中芸地域の日本遺産魅力発信便りvol.58～

日本遺産
第3号認定
登録番号51

『日本遺産ガイド養成講座』の修了について

「日本遺産ゆずとりんてつ」に関する48の構成文化財やさまざまな町並み・文化などを学び、地域に生かすためのガイド養成講座を令和3年12月から5回にわたり実施し、1期生10人の方が修了証を受け取り、ガイドとして認定されました。

中芸5町村が連携し『森林鉄道から日本一のゆずロードへ−ゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化−』の魅力を、それぞれのオリジナリティーを生かしてガイドしていきたいと思います。

事務局の移転について

結いの丘ドーム内にありました事務局が令和4年度から安田町役場庁舎2階『日本遺産推進室』内に移転しています。

引き続き中芸5町村の「日本遺産」についての魅力をどんどん発信していきます。

町役場庁舎・2F

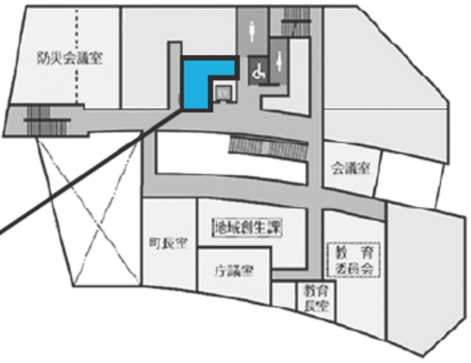

日本遺産協議会事務局

お問い合わせ：中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局
（安田町役場内）☎30−1865　FAX30−1866
E-mail　yuzurintetsu@mk.pikara.ne.jp
HP　http://yuzuroad.jp/　「ゆずとりんてつ」で検索

国際交流員

☆ 最近ハマっていること ☆

マッケンジー・ベネット・ギル

　だんだん暑くなるともっと外で時間を過ごしたいという気持ちが溢れてきます。そのため、最近たくさん植物を買ってしまいました。ガジュマル、シンゴニウムとプテリス・トリカラーを室内用に買いました。そして、外のベランダには種から植えているニンニク、ひまわり、ネモフィラと三つ葉があります。すごく緑の生きているものを見ると心地良いと思います。

　日々暑いので、あまり温かい飲み物を飲みたくないと思い、近頃アイスコーヒーばかり飲んでいます。今一番気に入っているのはブレンディカフェラトリーのキャラメル味のインスタントコーヒーです。ホットにもアイスにも出来るので、寒い時でも美味しいです。ベランダに座って甘いアイスコーヒーを飲みながら本を読むのは、最高だと思っています。本といえば、最近夢中になっているのは芦沢央の「火のないところに煙は」という本です。まだ最初のところしか読んでいませんが自然的なミステリー小説です。時々読めない漢字が出てくるけど、周りの文や漢字の意味がわかれば、その漢字の意味も推測できますので、本は読みやすくて嬉しいです。よく読みながら「この本を翻訳してみたいな～」と思っています。ゴールデンウィークにあまり予定がないからやってみようと思います。

　最近ハマっていることは春っぽいことではないけど、春のいい天気で趣味をするのは楽しいですよね。

コーヒーと本

外国語指導助手　初めまして…

ハナ・グバラ

　初めまして、ハナ・グバラと申します。奈半利町に最近引っ越して来ました。英語の先生として働きます。

　アメリカのミシガン州で生まれ育ちましたが、日本に来る前にはカリフォルニア州に住んでいて、住みやすく気に入っているため、よくカリフォルニア州から来ましたと言います。

　ミシガン州の出身はグランドラピッズで、カリフォルニア州の出身はサンディエゴです。それと旅行も大好きなので、日本での滞在はとても楽しみにしていました。奈半利町を含むこの東部の地域はすごく景色がきれいで、食べ物もとってもおいしいです。

　私の趣味はかぎ針編みをやったり、ハイキングをしたり、絵を描いたりすることです。酒を飲むのも好きです！

　奈半利町の人たちはとても親切で、温かく迎えてくれたことに感謝しています。授業を始めるのがとても楽しみです！

　奈半利町の職員として採用されたことは大変名誉なことだと思っていますし、これからも地域のため、町の学生のために、できる限りのことをしていきたいと思います。よろしくお願いします。

20歳になったら国民年金

- 20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等（国民年金第１号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。
- 20歳になった方には、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、国民年金に加入したことをお知らせします。
- 公的年金制度は、老後や障害を負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
- 若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や、病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。
- 原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、所得が低く保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度があります。

国民年金のメリット

老後を支える終身保障！
「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

万が一の障害や遺族も保障!
老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

保険料が控除!
納めた保険料の全額が所得から控除されます。

基礎年金の半分は国（税金）が負担!
基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

■加入後に必要な手続きについて、以下のフロー図から、確認をお願いします。

今年度の保険料は、**16,590円**（月額）です。お支払い可能ですか？
- はい → 左面「保険料の納付方法」参照
  ※世帯主・配偶者の方もお支払いできます。
- いいえ ↓

学生ですか？
- はい → 左面「学生納付特例申請」参照
- いいえ → 左面「保険料免除・猶予申請」参照

国民年金保険料の納付方法

国民年金保険料は支払方法が選べます!

(1)納付書

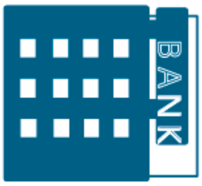

(2)口座振替

(3)クレジット

- 保険料を早めに納めること（前納）により、保険料が割引になります。
  ＊前納制度と口座振替をセットにすることで、さらに割引になります。
  ＊20歳到達月からの前納を希望する場合は、お早めに年金事務所へご連絡ください。
- 定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。
  ＊付加保険料の納付は**申し出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、お早めにお申し出ください。**

学生納付特例制度

■前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

学生納付特例制度のメリット

・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。
・病気やけがで障害が残ったときに、障害基礎年金を受け取ることができます。

■対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校※に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。
※学校教育法で規定されている修業年限が１年以上の課程に在学している方

保険料を納められないときは、未納のまま放置せず必ず学生納付特例を申請しましょう。

免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納められない場合があります。
しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や、「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。
そのような状況を防ぐため、保険料を「**免除**」または「**猶予**」する制度があります。

◆新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な場合

前年所得が一定額以上であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、保険料の納付が免除・猶予される臨時特例措置も設けられています。

詳しい内容は日本年金機構ホームページ(https://www.nenkin.go.jp/)でご確認できます。

要事前予約

事業者の皆様へ

安芸税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度等説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として**適格請求書等保存方式（インボイス制度）**が実施されます。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

登録申請相談会（インボイス制度説明会）

インボイス制度の概要を説明後、登録申請を希望される方の申請手続きをサポートいたしますので、参加を希望される方は、スマートフォン及びマイナンバーカードを持参してください。

開催日時	開催場所	定員	問い合わせ先
令和4年5月25日(水) 10:30～11:30	安芸税務署 安芸市矢ノ丸四丁目5番地7	15名	安芸税務署　調査部門 TEL0887-35-3115(代表)(内線25)
令和4年6月9日(木) 14:00～15:00	安芸税務署 安芸市矢ノ丸四丁目5番地7	15名	安芸税務署　調査部門 TEL0887-35-3115(代表)(内線25)

インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい方向け）

インボイス制度の概要に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

開催日時	開催場所	定員	問い合わせ先
令和4年6月9日(木) 10:30～11:30	安芸税務署 安芸市矢ノ丸四丁目5番地7	15名	安芸税務署　調査部門 TEL0887-35-3115(代表)(内線25)

●インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

○会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に問い合わせ先まで申し込みをお願いします。
○新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止または延期する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
○感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いいたします。
○代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
○説明会場の駐車場には限りがございます。ご来場の際には、乗り合わせや公共交通機関等をご利用ください。

＊説明会開催日程等の最新情報は、高松国税局ホームページ内「税に関する情報」の「消費税のインボイス制度説明会に関するお知らせ」をご参照ください。

安芸税務署

令和4年度当初予算可決
一般会計歳入歳出総額
30億円
（前年度比　5.6%増）

総務費（情報通信基盤整備、選挙等）	6億0,047万円
民生費（保健、高齢者、障害者、児童等各福祉費等）	4億7,725万円
衛生費（保健衛生、環境衛生、清掃費）	3億7,500万円
農林水産業費（一次産業振興費等）	1億5,160万円
商工費（観光振興費等）	2,881万円
土木費（港湾改修、高潮対策、住宅リフォーム支援等）	2億4,957万円
消防費（耐震改修・老朽住宅除却補助、消防・救急費等）	3億1,803万円
教育費（学校・教育振興、社会教育・子育て支援等）	3億5,500万円
災害復旧費（農林施設災害、公共土木災害）	1億4,600万円
その他（議会費、公債費、基金費等）	2億9,827万円

令和4年度当初予算可決各会計当初予算

会計名		当初予算額	前年度当初	増減額	採決結果
一般会計		30億円	28億4,000万円	1億6,000万円	賛成者全員
特別会計	国保会計	5億4,698万円	5億5,990万円	△1,292万円	賛成者全員
	簡易水道	1億2,522万円	1億1,820万円	702万円	賛成者全員
	漁業集落排水	6,959万円	6,498万円	461万円	賛成者全員
	後期高齢医療	6,420万円	5,978万円	442万円	賛成者多数
計		38億599万円	36億4,286万円	1億6,313万円	

令和3年度 補正予算
一般会計 総務費、民生費、衛生費等を追加

令和3年度補正予算各会計予算

会計名		既定予算額	追加予算額	予算総額	採決結果
一般会計		32億8,815万円	2,529万円	33億1,344万円	賛成者全員
特別会計	国保会計	5億6,255万円	21万円	5億6,276万円	賛成者全員
	簡易水道	1億2,179万円	△539万円	1億1,640万円	賛成者全員
	漁業集落排水	6,711万円	△13万円	6,698万円	賛成者全員
	後期高齢医療	6,004万円	162万円	6,166万円	賛成者全員
計		40億9,964万円	2,160万円	41億2,124万円	

●令和4年　第1回定例会（3月）

3月定例会は、3月8日に開会、町長からの行政報告の後、承認1件、条例案件10件、予算案件10件、その他の案件5件を原案どおり可決、11日に閉会した。

一般質問には3人が登壇し、奈半利川堤防線の延伸、公営住宅の維持・管理計画、町有遊休地の利活用策などについて質問を行った。

主な行政報告（要旨）

○新型コロナウイルス感染症対策について

（1）新型コロナワクチン予防接種について

ワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症の感染や発症した際の重症化を防ぎ、ウイルスのまん延防止を図るために実施している。当町の接種実績は、令和4年2月28日時点で、対象者3、096人のうち、2回目接種済2、402人（77・58％）、3回目接種済469人（15・15％）となっている。今後も県や中芸広域連合と連携し、感染拡大防止対策に取り組んでいく。

（2）奈半利町子育て世帯生活支援単独給付金について

この町単独給付金は、子育て世帯の負担に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による損害を見舞う観点から、所得制限を設けず、町内に住所を有する18歳までの児童（障害がある場合は20歳未満）を養育する者に、児童1人に対して3万円を給付するものである。給付については、令和4年2月28日時点で、対象世帯84世帯のうち、79世帯に給付を行っている。

（3）子育て世帯等臨時特別支援給付金

この給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、家庭への負担が増加している子育て世帯に対して、精神的な苦痛や経済負担に対する見舞金として、町内に住所を有する18歳までの児童1人につき、10万円を給付するものである。給付については、令和4年2月28日時点で対象世帯206世帯のうち、196世帯に給付を行っている。

（4）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

この給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々へ生活・暮らし支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として1世帯あたり10万円を給付するものである。

給付については、令和4年3月14日に初回振り込みを予定している。

（5）奈半利町地域振興券及び事業所支援について

新型コロナウイルス感染症対策として町民の皆さまの生活支援、町内事業者の皆さまの経営支援として実施している奈半利町地域振興券の2月25日現在での利用状況は、93％、利用金額は5、758万円となっている。

また、町内事業所・店舗における感染症対策として実施している支援事業については、81件、531万円の利用申請を受け付けている。

○ふるさと納税制度について

当町では現在、令和4年10月からのふるさと納税制度への参加に向けた取り組みを行っている。

昨年11月には外部委員にも参画していただき、第1回目の返礼品選定委員会を開催し、国の基準を基にして当町としての返礼品基準を定めた。

それを受けて、昨年12月には返礼品事業者に意向調査を行い、同月23日に事業者向けの説明会を実施し、返礼品の基準や登録方法等を説明させていただいた。

現在は、事業者及び返礼品登録申請の受け付けを行っており、今後は実地調査を実施したのち、5月に開催予定の第2回返礼品選定委員会を経て、返礼品を決定したいと考えている。

10月からの制度への参加については、国の法律及び当町の要綱等を遵守して、返礼品事業者のご協力もいただきながら、誠実に取り組んでいく。

○観光振興について

奈半利町観光基本計画に基づき、県地域観光整備交付金等を活用して整備を進めていた、海浜センター屋上のオーシャンビューが楽しめる「休憩スペース」や、ふるさと海岸の遊休地を活用した目の前の海を眺め、手ぶらで楽しめる「オーシャンビューキャンプスペース」3サ

イト等が本年2月に完成した。来年度も引き続き、ふるさと海岸で散歩をされている方々の休憩や夕景の観賞場所として東屋を2カ所設置するなどして、海浜センターを中心としたふるさと海岸の整備を進めていく。

その他、町営工事、少年少女スポーツ教室、成人式、中芸広域連合の取り組みについて報告があった。

案件

◆専決

○令和3年度奈半利町一般会計補正予算第6号の専決処分の承認を求めることについて

既定の歳入歳出予算の総額に、110万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億8、815万円と定めるもの。

歳入については、国庫支出金110万円を追加するもので、歳出については、商工費340万円を追加し、諸支出金229万円を減額するもの。

（可決・賛成者全員）

◆条例

○奈半利町総合計画審議会条例の一部を改正する条例

奈半利町総合計画を総合戦略と一体型として策定したことに伴い、それぞれに設置されている審議会を一本化するために、条例の一部を改正するもの。

（可決・賛成者全員）

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈半利町総合計画審議会条例（昭和43年奈半利町条例第14号）の一部を改正する条例の施行に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもの。

（可決・賛成者全員）

○奈半利町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院の勧告に基づき、国に準拠して一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するもの。

（可決・賛成者多数）

○第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一般職の人事院勧告に基づいた改定に準拠して、第1号会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するもの。

（可決・賛成者多数）

○特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

一般職の人事院勧告に基づいた改定に準拠して、常勤の特別職の職員に対する期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するもの。

（可決・賛成者多数）

○議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

一般職の人事院勧告に基づいた改定に準拠して、議会の議員に対する期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するもの。

（可決・賛成者全員）

○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、取得しやすい勤務環境を整備するため、条例の一部を改正するもの。

（可決・賛成者全員）

○奈半利町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行令の一部改正により、未就学児に係る均等割保険料を軽減するため、条例の一部を改正するもの。

（可決・賛成者全員）

○奈半利町個人情報保護条例の一部を改正する条例

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報保護に関する法律に統合する改正が行われたため、所要の規定の整備を行うもの。

（可決・賛成者全員）

○奈半利町海浜センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

奈半利町海浜センターにおいて提供するサービスの範囲を広げ、観光事業の推進を図ることを目的に条例の一部を改正するもの。

（可決・賛成者全員）

◆補正予算

○令和3年度奈半利町漁業集落排水事業特別会計補正予算第3号

既定の歳入歳出予算の総額から13万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ6、698万円と定めるもの。

歳入では、町債13万円を減額し、歳出では、漁業集落排水事業費13万円を減額するもの。

（可決・賛成者全員）

○令和3年度奈半利町簡易水道事業特別会計補正予算第3号

既定の歳入歳出予算の総額から539万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ1億1、640万円と定めるもの。

歳入では、繰入金236万円、町債303万円を減額するもので、歳出では、衛生費539万円を減額するもの。

（可決・賛成者全員）

○令和3年度奈半利町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号

既定の歳入歳出予算の総額に162万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ6、166万円と定めるもの。

歳入では、後期高齢者医療保険料204万円を追加し、繰入金41万円を減額するもので、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金162万円を追加するもの。

（可決・賛成者全員）

○令和3年度奈半利町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号

既定の歳入歳出予算の総額に21万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ5億6、276万円と定めるもの。

歳入の主なものは、国民健康保険税311万円を減額し、繰入金437万円を追加するもので、歳出の主なものは、保険給付費22万円を追加するもの。

（可決・賛成者全員）

○令和3年度奈半利町一般会計補正予算第7号

既定の歳入歳出予算の総額に2、529万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ33億1、344万円と定めるもの。

歳入の主なものは、地方交付税6、410万円を追加し、県支出金1、266万円、町債2、590万円を減額するもので、歳出の主なものは、総務費2、943万円、教育費2、159万円を減額し、諸支出金1億1、950万円を追加するもの。

問 繰越明許費が例年より多くなっている理由は。

答 第3次のコロナ対策事業費が交付されたので、繰越事業として実施することとした。

（可決・賛成者全員）

◆その他

○奈半利町道の路線の廃止について

道路台帳の補正に伴い、町道路線の廃止をすることについて、議会の議決を求めるもの。

（可決・賛成者全員）

○奈半利町道の路線の認定について

道路台帳の補正に伴い、町道路線の認定をすることについて、議会の議決を求めるもの。

（可決・賛成者全員）

○高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について

高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合及び幡多中央環境施設組合を脱退させることに伴い、高知県市町村総合事務組合規約を改正するため、議会の議決を求めるもの。

（可決・賛成者全員）

○高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について

高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴い、必要な財産処分について、議会の議決を求めるもの。

（可決・賛成者全員）

○高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について

高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴い、必要な財産処分について、議会の議決を求めるもの。

（可決・賛成者全員）

◆発　議

○ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するように強く求め、政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに国際社会と緊密に連携しつつ対話と交渉による平和的解決が図られるよう尽力することを強く訴えるもの。

（可決・賛成者全員）

委員会調査活動報告

議会運営委員会

（3月2日）

○令和4年第1回定例会会期について

第1回議会定例会の会期について、2日に委員会を開催した。本定例会に付議される案件は、専決承認1件、条例案件10件、予算案件10件、その他の案件5件、そして一般質問の通告が3件であり、これらの審議を行うための会期を本日(8日)から11日までの4日間と定めた。

総務民生常任委員会

（2月3日）

○旧加領郷小学校について

住民アンケート等を行っているが、コロナの影響もあって、具体的には進んでいない。地域の意見を聞くのはもちろんのこと、先進地の視察等も考慮するなどして、早急に進めるよう要請を行った。

○子育て世帯臨時特別給付金等の支給状況

支給漏れのないよう、十分なチェックをし、必要であれば個別対応などをするよう協議を行った。

○令和3年度予算の執行状況

令和2年度はコロナ関係の予算が繰り越しとなったが、3年度のコロナ関係予算は順調に執行できている。

＊　＊　＊

○第1回定例会において付託された議案の審査

（3月9日）

第1回定例会において3月8日に付託された議案第25号「令和4年度奈半利町一般会計当初予算」について地域振興常任委員会と連合審査を開催、その結果を基に協議・審査した結果、原案のとおり「可決すべきもの」と決した。

地域振興常任委員会

（1月18日）

○加領郷魚舎について

加領郷の特産品グループから利用申請が出され、受理、許可をしているが、現在、グループが営業許可申請中であり、施設の稼働はされていない。

○工事進捗状況

北深田排水路、水門1号線、大原・西ノ平線等の工事について、工事の影響や用地取得の状況について協議を行った。

○観光事業の進捗状況について

ふるさと海岸周辺の整備の状況、計画について協議を行った。海浜センター屋上やキャンプ施設の整備は完了しており、今後はトレーラーハウス、広告看板等の設置を年度内に完了するとのことであった。

○第1回定例会において付託された議案の審査

（3月9日）

第1回定例会において3月8日に付託された議案第21号「令和4年度奈半利町漁業集落排水事業特別会計当初予算」、及び議案第22号「令和4年度奈半利町簡易水道事業特別会計当初予算」について総務民生常任委員会と連合審査を開催、その結果を基に協議・審査した結果、両議案とも原案のとおり「可決すべきもの」と決した。

広報編集特別委員会

（2月18日）

令和4年3月広報（議会だより）の編集・校正を行った。

▲視察風景

【表決の状況】

賛成○、反対×

議案 ＼ 議員	竹内哲夫	寺村真吾	安岡　健	岩内　博	小笠原良	森岡昌敏	安岡規雄	木下　清	大西洋三	山中　茂	結果
奈半利町一般会計補正予算第６号の専決承認	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
総合計画審議会条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	×	可決
会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	×	○	○	○	×	可決
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	×	可決
議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
国民健康保険税条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
個人情報保護条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
海浜センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町道の路線の廃止について	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町道の路線の認定について	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町漁業集落排水事業特別会計補正予算第３号	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町簡易水道事業特別会計補正予算第３号	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
後期高齢者医療特別会計補正予算第３号	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
国民健康保険事業特別会計補正予算第２号	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
一般会計補正予算第７号	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和４年度漁業集落排水事業特別会計当初予算	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和４年度奈半利町簡易水道事業特別会計当初予算	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和４年度後期高齢者医療特別会計当初予算	／	○	○	○	○	○	○	○	○	×	可決
令和４年度国民健康保険事業特別会計当初予算	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和４年度一般会計当初予算	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

※　議長は表決をしないことになっています。

議会を傍聴してみませんか！

どのように会議を行っているのか、直接その様子を見たり、聞いたりできます。ぜひ傍聴に足をお運びください。

場所は、役場３階です

詳しくは、議会事務局：℡38−8183まで

一般質問

ここはどうする

山中　茂 議員

奈半利川の堤防の補強と道路整備を県に働きかけを

河川改修の早期完成と道路整備について県と協議をしていく/東野地域振興課長

奈半利川のハザードマップ作成の見通しは

問 全国各地で台風・集中豪雨で河川が氾濫し、尊い命が奪われている。奈半利川上流の魚梁瀬は降雨量が全国トップクラスで、全国で有名な地域である。

台風・集中豪雨のたびに河川氾濫の心配をしなければならない河川である。想定外の降雨量を考えますと、ハザードマップ作成は重要な課題となっている。

ハザードマップとは自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。災害が発生した場合、被害予想地図を利用することにより住民は迅速、的確に避難を行うことができ、二次災害発生予想箇所を避けることができるため、被害を減らすうえで非常に有効だといわれている。

奈半利川河川氾濫から住民を守るため、自治体は情報収集を行い、早急にハザードマップ作成が求められている。作成の見通しと町の対応策を示せ。

近く公表されるものと考えている

答 井上総務課長

洪水ハザードマップの作成については、国及び県が水防法に基づき洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水による被害のリスクを明確にし、流域の住民が今後気候変動に伴う想定外の豪雨等による洪水から命を守るため、適切な避難行動を確保するための情報として、洪水浸水想定区域図として公表することとしている。

市町村は、この洪水浸水想定区域図に避難場所の位置や避難経路などを盛り込んだ洪水ハザードマップを作成することと定められている。

昨年6月の町議会定例会で、山中議員からの一般質問があり、県において令和3年度中に奈半利川の洪水浸水想定区域図を作成し、公表する計画があることをご答弁させていただいた。

今後の見通しについて、改めて、県に確認をしたところ、本年3月の「豪雨に強い地域づくり推進会議」において、奈半利川の洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の公表について、審議をされることとなっており、近く公表されるものと考えている。

町としては、洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図について、県から公表された後には、県の協力をいただきながら、他自治体の情報収集も行い、当町のハザードマップの作成に、取り組んでいきたいと考えている。

奈半利川の堤防の補強と道路整備を県に働きかけを

問 奈半利川の堤防は、国道55号から昔の鉄橋まで立派に道路整備を行っていただいている。最近、鉄橋上流を一部舗装されているが、公園までは昔のままである。最近、多くの町民から幹線道路として整備をしてほしいと声が寄せられる。道路整備と堤防補強のため、県に強く働きかけをすべきと考えるが、見解は。

▲奈半利川堤防線

高知県との協議を行っていきたい

答 東野地域振興課長

奈半利川の河川改修においては、平成24年度以降、河口から国道55号までの約700ｍの築堤、護岸整備を実施しており、奈半利川左岸の奈半利町側の護岸については、令和4年度に完成予定となっている。

高知県に今後の整備予定を確認したところ、国道より下流、右岸の田野町側護岸整備に今後、3～4年の工期が必要とのことであり、その後、国道55号から上流の整備を順次進めていく予定とのことである。

ご質問のあった、河川堤防の道路は、国道55号から約800ｍ間、堤防を占用させていただき、町道奈半利川堤防線として活用しており、散歩やジョギングなど地域住民の憩いの場としても利用されている。堤防線を延伸していただければその有効性はさらに向上するものと考えられる。

今後、河川改修事業の進展により、河川管理用道路が必要となることも想定されるため、高知県との協議は行っていきたいと考えており、堤防の道路整備については、河川改修の早期完成及び安心できる河川環境の確保と併せて高知県に要望していきたいと考えている。

寺村　真吾 議員

公営住宅等長寿命化計画に伴う進捗及び今後の実施内容について伺う

計画に基づき、外壁改修、耐震診断、耐震工事等を実施していく／寺村住民福祉課長

問 平成29年度に奈半利町公共施設管理計画が10年間を計画期間と定めて発表されており、5年が経過した。個別施設計画のうち、公営住宅等長寿命化計画について伺う。

まず、この計画においてFM（ファシリティーマネージメント）の手法を導入すると明記されているが実際に導入されているか、また、その効果や実態はどうであるか伺う。

答 寺村住民福祉課長

公営住宅については、それぞれの公共施設等ごとの管理ではなく、ファシリティーマネジメントの、「団体が保有するすべての土地、建物、構築物、設備を総合的に企画・管理・活用する」という考え方から、奈半利町公共施設等総合管理計画の中に位置づけられている。実態については、本計画の個別基本方針に基づいて事業を実施しており、効果を上げるべく取り組んでいるところである。

耐用年数・更新について

問 「建築系施設」

・標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる60年を採用することとする。

・建築後30年で建築物の大規模改修を行うものとする。

・建築時からの経過年数が31年以上50年未満の建築物については、今後10年間に大規模改修を行うものと仮定する。

抜粋ではあるが、このように明記されている。

「施設の老朽化」

・既存の施設を維持しようとすれば、1980年度から1994年度に建築されたものが多く近い将来に建て替えが集中すると考えられる。

・耐震診断・耐震工事は、継続して計画的に実施していく必要があると書いてあるが、このことは非常に重要であり、南海地震対策には必要不可欠である。どのくらいのスパンで計画を立て実施しているのかを伺う。

答 寺村住民福祉課長

更新費用の試算については、議員よりご説明いただいた仮定条件で実施した場合の、FMの考え方による、すべての公共施設の更新費用を試算しているものである。試算結果として、この条件で大規模改修や建て替えると仮定すれば、今後40年間で227億8千万円（年平均5億7千万円）かかることが分かった。近年の公共施設にかかる当町の投資的経費と比較すると、毎年4億円程度不足するという試算が出ている。

続いて施設の老朽化に関しては奈半利町公共施設等総合管理計画の個別基本方針にそって、奈半利町営住宅等長寿命化計画に基づき、改善を図るべき町営住宅と判断した団地に対して、必要に応じて耐震診断、耐震改修を行うという方針を持って取り組んでいる。

町民に安全・安心な住環境を

問 建築後からほとんどの木造公営住宅が31年を経過しようとしている。本来であれば、耐用年数が短い木造住宅の現状を調査し長寿命化を優先すべきではないか、近い将来必ずこの問題に直面することは明白で、町長は、安全・安心な奈半利町を目指すと確信をしているところである。何をもって安全・安心と言えるのか、特に公営住宅のような建築物には科学的な根拠があり安全であると判断され、その根拠に基づいて安心を感じるものではないか。町民が安全・安心に暮らせる住環境について執行部は持続可能な公営住宅の在り方に重点を置いた政策を早期に考え、実行していくべきと考えるが見解を伺う。

答 寺村住民福祉課長

町営住宅についても橋梁と同じく、長寿命化計画に基づき実施をしている。長寿命化計画の目的は、人口減少に対応した管理戸数の適正化と、多様な住民ニーズに対応していくため、事後保全的な手法から予防保全の観点への転換を図っていくことである。

令和元年度に奈半利町営住宅等長寿命化計画を改定した際に、国土交通省から示されている適正戸数と当町の現状を比較すると、非常に大きな開きがある。適正戸数に向けては、今後管理戸数を減らすことが求められているので、当面、建替え事業は実施しないこと、また、木造、簡易耐火造の団地については用途廃止とすることを基本方針としている。

しかしながら、実際には入居者がおられることであり、住まわれている方にとっては、生活基盤に係る大変重要な問題であるので、計画期間内（令和2年度から令和11年度）に必ずしも用途廃止が可能とはならない場合も想定して、慎重に進めていく必要があると考えている。また維持管理についても、必要に応じて取り組んでいく。

小笠原　良 議員

東京ドーム１個分の土地が遊んでいる今後の活用策は？

高規格道への接続道と一体化して利活用策を考えていく／竹﨑町長

問　国土交通省が令和4年度に着手する直轄道路事業の候補を発表し阿南安芸自動車道の安田～安芸間が選ばれ事業化された。完成まで10～15年かかり、完成は30年代後半と予想されるとのことである。奈半利川左岸の町遊休地利活用策は前回の質問時の答弁では高規格道の計画等を見据えての方向性を出すとのことだったが次期計画が提示されるには長い時間が必要だと考えられる。今後の遊休地の防災・防犯・景観等多面的な観点から伺う。

公営老朽化住宅は防犯や景観上多くの問題がある。

監査意見書でも指摘されている旧教員住宅の撤去予定と撤去後の利活用策を示すべきだ。

答　東野地域振興課長

旧教員住宅については、現在2組の方が入居されており、今月末（令和4年3月）までに退居予定となっている。老朽化が著しいことから、今後、解体・撤去をする予定である。解体に際しては、まず、活用可能な有利な財源の有無について調査を行っていきたいと考えている。

問　旧自動車学校跡地に野積み放置している建設残土は近隣住民への迷惑及び防災や景観上の面からも早急に撤去すべきだと思うが見解を問う。

答　東野地域振興課長

旧自動車学校跡地については、車瀬水路バイパス工事等により出た残土を、盛土や造成工事等で利活用するため、現在、仮置きをしているものである。一部は活用や処分を行ったが、まとまった盛土工事等がないことから現在の状況になっている。町営工事では今のところ、造成工事等の計画はないが、県営工事や民間工事での受け入れ先について調査を行い、適正な処分に努めていく。

問　公有遊休地は町民の財産でもある。今後の適切な管理と運用をどのように進めていく考えか見解を伺う。

▲デッカ跡地・旧教員住宅

答　東野地域振興課長

公有地については、当然のことながら町民共有の財産であり、その活用方法に当たっては、可能な限り住民の皆さまの福祉の増進目的に利用されるのが最善であると考えている。

今後の適切な管理と運用にあたっては、行政財産としての利活用、また、有償貸付や払い下げなども視野に検討を重ね、適切な活用方法を考えていきたい。

問　奈半利川左岸遊休地だけでも東京ドーム一個分の土地を遊ばせている。その他の町有遊休地も含め今後の利活用を進めるべきではないか。また、高規格道へのアクセス道候補地とも言うが安田～奈半利間の事業化昇格への目安はあるのか。

答　竹﨑町長

議員ご指摘の教員住宅の跡地、デッカ跡地、県営住宅周辺については、前回も答弁させていただいたが、高規格道路の計画と並行して整備していく方針である。

高規格道路の安田～奈半利間については、早期の事業化に向け、国会議員や高知県の道路整備推進団体等と連携して、国に対し、令和5年度の事業化を目指して要望活動を行っていきたいと考えている。

後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率が決まりました

●被保険者均等割額　55,500円

●所得割率　10.50%

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。

基金を活用しながら将来にわたって安定した制度運営を行っていくために、**令和４・５年度の保険料率については、令和２年度・令和３年度の保険料率（被保険者均等割額54,316円・所得割率10.49%）から引き上げることとなりました。**

令和４年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により７月初旬に決定する予定です。

★令和4年度の保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「**被保険者均等割額**」と所得に応じて負担していただく「**所得割額**」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

1人あたりの年間保険料（100円未満切り捨て）	=	[被保険者均等割額] 55,500円	＋	[所得割額] 賦課基準額×10.50%

○賦課基準額とは、総所得金額等（被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額です。

○１人あたりの年間保険料の上限は66万円です。

1人あたりの年間保険料の上限額が変わります

1人あたりの年間保険料上限額	改正前（令和３年度）	改正後（令和４年度）
	64万円	66万円

後期高齢者医療の被保険者数・医療給付費の状況

（3月〜2月診療月平均）

	実　績		推　計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保険者数	127,354人	127,600人	127,232人	131,063人	135,249人
医療給付費総額	1,393億円	1,364億円	1,400億円	1,433億円	1,480億円
１人あたり医療給付費	109万円	107万円	110万円	109万円	109万円

- 高知県では早くから高齢化が進展していますが、被保険者数の増加や医療の高度化等に伴い、今後も高知県全体の医療給付費総額は、増加していくことが見込まれます。
- 高知県の医療給付費総額を被保険者数で平均した１人あたり医療給付費は、入院医療費が特に高いことから、全国平均を大きく上回って推移しており、**令和元年度**では、全国平均の88万円よりも高い109万円で、都道府県別の順位でも1番という高い状況となっています。
- 後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用の約５割を国・県・市町村の公費で負担し、約４割を現役世代の人が加入する医療保険からの支援金で負担しており、被保険者の皆さんが負担する保険料は、全体の約１割となっています。保険料は、皆さんに安心して医療を受けてもらうための大切な財源ですので、納付への理解と協力をお願いします。

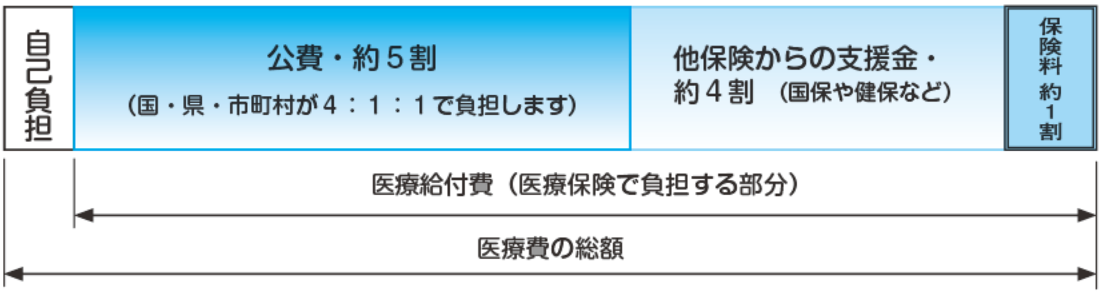

【お問い合わせ先】
奈半利町役場　住民福祉課　　TEL　0887−38−8181

令和4年10月支給分の 児童手当の制度が一部変更になります。

1　特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます
⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

2　現況届の提出が不要になります
⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

※提出が必要な一部の受給者については、左面（2）アをご確認ください。
※自治体によっては、今まで通り提出が必要です。

○上記変更事項の詳細について

（1）所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。【ご注意ください】

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて認定請求書の提出等が必要となります**ので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、児童手当を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
扶養親族等の数（カッコ内は例）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人（前年末に児童が生まれていない場合等）	622	833.3	858	1071
1人（児童1人の場合等）	660	875.6	896	1124
2人（児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	698	917.8	934	1162
3人（児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	**736**	**960**	**972**	**1200**
4人（児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	774	1002	1010	1238
5人（児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

（2）現況届の省略について

ア　奈半利町では、令和４年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が奈半利町と異なる方
②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
③離婚協議中で配偶者と別居されている方
④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
⑤その他、奈半利町から提出の案内があった方

イ　以下の変更事項があった方は届け出てください。

①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
⑤受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

公務員の方へ

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合は、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届け出・申請をしてください。

〇公務員になった場合
〇退職等により、公務員でなくなった場合
〇公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

お問い合わせは　奈半利町役場　「児童手当担当」窓口
電話：0887－38－4012

令和 4 年 3 月 31 日発行

『まちの応援団』かわら版　春号No.1

発行元:中芸広域連合保健福祉課　TEL 0887−38−8212
編集元:特定非営利活動法人　Slow Age　TEL 0887−38−3288

○はじめに

春本番。過ごしやすい気候となりましたね。皆さんいかがお過ごしでしょうか。

さて、この度、イベント開催年に合わせて発行していました『まちの応援団』かわら版をリニューアルし、日々の活動や、様子をお伝えしていきます。私たちが暮らしている中芸地域で、どういった『つどい』や『つながり』があるのかを知っていただける機会になればうれしいです。

✿まちの応援団とは？

平成 21 年度に一般公募でメンバーを募り「まちの応援団」が立ち上がりました。

中芸広域連合では、在宅生活をしている障がい者の方の現状把握のため、訪問調査を行いました。その結果「日中活動する場がない」「働く場がない」など様々な課題がみえてきました。当事者の方や“一緒にスポーツや趣味を通して楽しみたい”“何かしたい”と思う住民の方、中芸地域で居場所づくりに関わっているサポーターや行政職など、障がいの有無や年齢に関係なく集まり、結成された自主的なグループです。

✿まちの応援団のねらい

“ともに”をキーワードに、“居場所”“仕事”“世代交流”“スポーツ”“相談できる場”“休日活動”の機能をもった色々な「つどう」場の実現に向けて語り合っています。「障がいがある人もない人も、大人も、子どもも、誰もが来られるところ」を目指しています。

✿ つどうをつなぐ

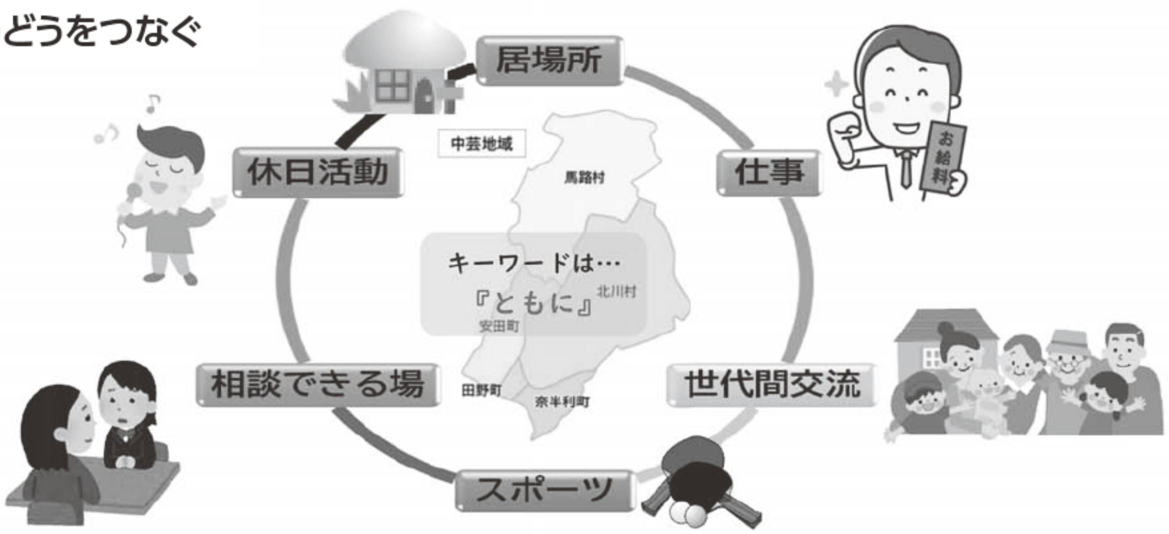

✿活動内容

◎不定期に、田野町保健センターに集合！

自分の体験や想いを出し合って、自分たちにできること、地域に必要なことを考えています。

◎啓発イベントの開催・活動

地域交流や啓発の機会としてイベントも開催！

※ 中芸地域で行われている『つどい』は色々ありますが、今回はその一部をご紹介します。

例えばこんなつどいの場 … **休日活動** ＋ **世代間交流** ＋ **スポーツ**

ボッチャやってます♪

ボッチャってなんちゃ？

　重度の脳性まひや四肢に障がいがある人のためにヨーロッパで考案されたスポーツ。ジャックボールと呼ばれる白い球に赤、青それぞれ６球ずつのボールをどれだけ近づけられるかを競う。ボールを正確に投げる技術と球の位置取りを計算する戦略性も求められる。

　１９８８年からパラリンピックの正式競技となった。

　東京パラリンピックでは、ボッチャ競技でライジングという言葉がトレンド入り！

スポーツ交流として、田野町体育センターを利用して、月に１回のペースで行っています。
今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、施設が使えないなどあり、開催が不定期となってしまいましたが、集まれるときに、集まれる人数で小さく開催しています。
大会にも出場する等、活躍の場も出てきました。

第5回東部ボッチャ大会出場
見事3位入賞♪（R3. 7. 11）

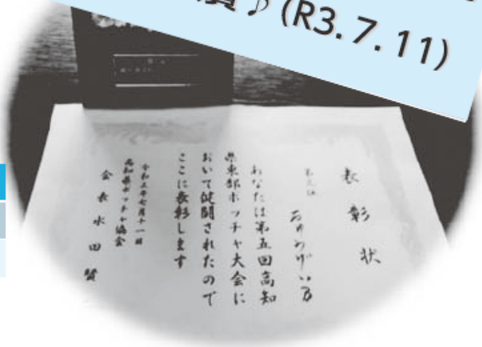

○令和3年度の実施回数

	1	2	3	4	5	6
日程	4/15	5/25	7/8	10/28	11/25	12/16
人数	7	5	4	3	4	4

※６０代、目の不自由な男性参加者の声

『近くで参加できるスポーツはないかと思っていたところ、ボッチャを紹介され、毎回参加しています。ボッチャは、身体をたくさん動かすスポーツではありませんが、的にあてようと集中して玉を投げることで姿勢にも気をつけ、運動になります。身体は動かさないと弱ってしまいます。足腰の筋力を使うことはともて大切です。ぜひ、閉じこもらないで一緒にやりましょう。私個人としては、ボッチャの面白みやコツをもっともっと知りたいと思っています。』

ボッチャを是非、皆さん一緒にやってみませんか。問い合わせは下記までお願いします。

～　まちの応援団員募集中！！　～

地域のこと、いっしょに話合いませんか？

参加ご希望の方は、中芸広域連合保健福祉課までご連絡ください。　TEL0887-38-8212

第65回金婚夫婦祝福式典のご案内

今年も9月1日の佳日に高知新聞社、RKC高知放送、高知新聞社会福祉事業団の主催による、「金婚夫婦祝福式典」を下記要領により実施することになりました。
今年金婚を迎えられるご夫婦にご参加いただきたく、ご案内します。

■資　格　昭和47年１月１日から同年12月31日に婚姻届をしている高知県在住のご夫婦（それ以前の結婚でも初めて申し込む方は可）。
※前回64回（中止）にお申し込みいただいたご夫婦の受け付けはできませんので、あらかじめご了承ください。
※事情により婚姻届け出が遅れた方は係にご相談ください。（☎088-825-4328）

■申込方法　申込用紙または便箋に①２人の氏名（ふりがな）、②生年月日、③年齢、④職業（無職の場合は元職）、⑤郵便番号、⑥住所、⑦電話番号（携帯電話含む）、⑧結婚記念日、⑨参加者名簿新聞掲載の際の氏名等の掲載可否を明記し、〒780－8666 高知市本町３－２－15　(株)高知新聞企業　事業部「金婚式」係あてに郵送またはご持参ください。
※パソコン・スマートフォン・タブレット端末からの申し込みは、高知新聞企業ホームページ（https://www.kochi-sk.co.jp/event/kinkon.html）で詳細を確認ください。申込用紙のダウンロードも同様です。

■申込期限　６月10日（金）まで（必着）
■式典日時　９月１日（木）　午後２時開始　■会　場　安芸市「ホテルタマイ」
※新型コロナウイルスの感染状況によっては、式典が縮小または中止になる場合もございます。

成人の歯科健康診査がはじまります

中芸地区の要介護認定を受けていない80歳以上で、自分の歯が20本以上ある方は22.5%であり、県平均の59.3%と比べると低い状況にあります。
歯の喪失をもたらす主要な原因は歯周病です。また、歯周病は、糖尿病や心臓血管疾患、骨粗鬆症、誤嚥性肺炎など様々な全身疾患に影響することが明らかになっています。
このため、生涯にわたって歯や口腔の健康を保つために、早期に歯周病を発見し、治療につなげることを目的として、成人歯科健康診査を実施します。

対象者	今年度中に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になられる方 ※対象の方には個別で通知します。 ※高知県後期高齢者医療の被保険者の方でご希望される方は、お住まいの町村役場へお問い合わせください。
受診期間	令和4年5月1日から令和5年1月31日まで（休診日は除く）
受付期間	令和4年12月28日（水）まで
健診場所	委託を受けた県内の歯科医院（328施設） ※中芸地区の歯科医院はどこでも受けられます。
予約の仕方	①　中芸広域連合保健福祉課へ申し込み　電話38−8212 ↓ ②　受診票を受け取る ↓ ③　成人歯科健康診査受託医療機関一覧から選択し各自が電話にて予約 ↓ ④　受診券と保険証を持参し、予約日時に病院にて受診
健診内容	1）問診 2）口腔内診査 3）健診結果に基づく指導
個人負担	無料　※ただし、上記の健診内容以外の費用はご負担ください

【お問い合わせ先】
中芸広域連合 保健福祉課
☎38−8212

令和4年度行政相談所開設予定表

市町村名			安芸郡奈半利町	委員名	田所　大池	
月	日	曜日	開設場所	時間	他の相談所との併設の場合○で囲む	備考
6	16	木	保健センター相談室	10:00～12:00、13:00～15:00	人権、心配ごと	第３木曜日
7	21	木	保健センター相談室	10:00～12:00、13:00～15:00	人権、心配ごと	第３木曜日
8	18	木	保健センター相談室	10:00～12:00、13:00～15:00	(人権、心配ごと)	第３木曜日
9	15	木	保健センター相談室	10:00～12:00、13:00～15:00	人権、心配ごと	第３木曜日
10	20	木	保健センター相談室	10:00～12:00、13:00～15:00	人権、心配ごと	第３木曜日
11	17	木	保健センター相談室	10:00～12:00、13:00～15:00	人権、心配ごと	第３木曜日
12	15	木	保健センター相談室	10:00～12:00、13:00～15:00	人権、心配ごと	第３木曜日
1	19	木	保健センター相談室	10:00～12:00、13:00～15:00	人権、心配ごと	第３木曜日
2	16	木	保健センター相談室	10:00～12:00、13:00～15:00	人権、心配ごと	第３木曜日
3	16	木	保健センター相談室	10:00～12:00、13:00～15:00	人権、心配ごと	第３木曜日

※　令和４年５月は行政相談委員全体会議のため、前週金曜日に開設予定
※　定例開設場所以外にも相談委員自宅等にてご相談に応じます（tel　090-8699-3449）
※　なお、各相談所では新型コロナ感染防止対策を徹底しております

大雨による川の増水にご注意！

大雨による奈半利川の水の増え方

●今年もまもなく梅雨入り・前線の通過及び台風を迎える時期となり奈半利川流域でも集中及びゲリラ豪雨が発生し川の水が増えることが予想されます。
●上流域での集中、ゲリラ豪雨により急激な増水が下流域で発生することがあります。また、上流域で雨が降らなくとも下流域の雨だけで川が増水することもあります。

事前放流の運用開始について

●近年激甚化する水害に備え、大雨が予測された場合に事前にダムの水位を下げておく取り組みとして「事前放流」を行うことになりましたのでお知らせいたします。
●事前放流は大雨が降る前に開始しますが、ゲート操作や周知方法は従来の放流と変わりません。

上流域で増水した時のダムの運用

●上流域で大雨が降った場合、魚梁瀬ダム・久木ダム・平鍋ダムには大量の水が流れ込み、この増水をダムから流すことがあります。
●ダムから水を流し始める時は、ダム下流のみなさんにサイレン局の放送とサイレンでお知らせします。この際、下流に向け順にパトロールも行っています。

流域のみなさんへのお知らせの方法

○増水によるダムからの水が到達する時：スピーカー放送とサイレン
・増水によるダムからの水は徐々に下流へ到達しますが、水が到達する前にサイレン局のスピーカーで放送した後、引き続きサイレンを2回鳴らしてお知らせします。

スピーカー放送 → サイレン（60秒） → 休止（30秒） → サイレン（60秒）

○増水によるダムからの水が続いている期間：回転灯と電光板
・ダムから増水を流している間はサイレン局の回転灯が回り続け電光板でも表示します。終了した際は、回転灯は停止、電光板は表示を止めます。

■各ダム状況や長山発電所の発電予定のお問い合わせ：
「電源開発テレホンサービス」にお電話ください。
TEL 0120－780328（フリーダイヤル）、またはTEL 0887－38－2525
※各ダム状況は、高知県水防情報システムからも確認いただけます。

電源開発株式会社　高知電力所　TEL 0887-38-4003

消防団員、募集中!

■消防団とは？

消防団は市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は他の本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、地域における消防力、防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。

消 防 団 の 活 動

消防団は、消防署本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。

また、近年は、女性の消防団への参加も増加しており、特に１人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。

平常時の活動

❶ 防火指導・啓発活動・高齢者訪問
❷ 応急手当の普及活動
❸ 広報活動

災害時の活動

❶ 消火活動
　初期消火や消防隊員の後方支援
❷ 救助活動

■補助金等

安定的な消防団活動の運営を図るため、準中型免許取得及びAT限定解除を進める費用を補助するものがあります。

【お問い合わせ先】　奈半利町役場　総務課　☎38−4011

絵画教室なはり会員募集中!

絵画教室なはりでは毎週火曜日の18:30より奈半利町民会館2階ホールで開催しております。絵が大好きな小さなお子様から、高齢者の方まで大歓迎です!初回4回までは無料で体験できますので、ぜひお越しください。

■対象者　原則3歳以上で奈半利町在住または勤務するもの
■日　時　毎週火曜日（第5火曜日は自主活動日とする）
　18:30〜20:30
■場　所　奈半利町民会館　2階ホール
■講　師　山本洋一郎 先生
　・一般社団法人 近代日本美術協会高知支部部長
　・絵画教室のいち　講師他
■参加費　初回4回まで無料（5回目以降〜月額6,000円）
■持参物　筆記用具等

【お問い合わせ先】 奈半利町教育委員会　社会教育担当　☎38−8188

法律相談

と　き　令和4年6月24日（金）13時〜15時
ところ　奈半利町福祉センター
　＊相談無料　1人30分で予約制（事前予約が必要です）
相談受付　安芸ひまわり基金法律相談所　電話：0887−35−8200

図書新聞

5月号

奈半利町民会館図書室　奈半利町乙1297−2
OPEN　9時〜17時
毎日、お昼の1時間（12時〜13時）が閉まっていますので
ご注意ください。

「本屋大賞2022」のランキングをお知らせします。3月に予想用紙を置いて、予言ボックスに入れてもらうようにしましたが、1位を当てた方はいませんでした。というのも今回1位になった逢阪さんは、これがデビュー作ですから、名だたる作家さんがノミネートされる中で予想できなかったですね。ぜひ読んで、なるほどと思っていただけたらうれしいです。春は出会いと別れの季節、新たに見つけた作家さんがお気に入りになるかもしれませんよ！

本屋大賞2022　ランキング発表

- **大賞**　同志少女よ、敵を撃て／逢阪冬馬
- 2位　赤と青のエスキース／青山美智子
- 3位　スモールワールズ／一穂ミチ
- 4位　正欲／朝井リョウ
- 5位　六人の嘘つきな大学生／朝倉秋成
- 6位　夜が明ける／西加奈子
- 7位　残月記／小田雅久仁
- 8位　硝子の塔の殺人／知念実希人
- 9位　黒牢城／米澤穂信
- 10位　星を掬う／町田そのこ

次回入庫予定本

〜小説（単行本）〜

- **ボタニカ**／朝井まかて
- **やがて海へと届く**／彩瀬まる
- **香君〈上・下〉**／上橋菜穂子
- **無明―警視庁強行犯係**／今野敏
- **剣持麗子のワンナイト推理**／新川帆立
- **レジェンドアニメ！**／辻村深月
- **やさしい猫**／中島京子
- **奇跡**／林真理子
- **マスカレード・ゲーム**／東野圭吾
- **シェア**／真梨幸子
- **刑事弁護人**／薬丸岳
- **チョウセンアサガオの咲く夏**／柚月裕子

などなど

〜小説（文庫本）〜

- **探偵が早すぎる〈上・下〉**／井上真偽
- **正体**／染井為人
- **とんび**／重松清
- **卒業タイムリミット**／辻堂ゆめ
- **SCIS　科学犯罪捜査班**／中村啓
- **泣くな研修医4**／中山祐次郎
- **土佐くろしお鉄道殺人事件**／西村京太郎
- **端午のとうふ**／山本一力
- **刑事に向かない女**／山邑圭
- **破船**／吉村昭

などなど

〜その他〜

- **ほいきた、トショリ生活**／中野翠
- **もう一度、歩きだすために**／伊集院静
- **三十の反撃**／ソンウォンピョン
- **世界の「頭のいい人」がやっていることを1冊にまとめてみた**／中野信子
- **物語　ウクライナの歴史**／黒川祐次
- **根っこと翼―皇后美智子さまという存在の輝き**
- **知れば知るほど得する税金の本**
- **現場で役立つ！社会保障制度活用ガイド**
- **50代、家のことで困ってます。**
- **ぼけますから、よろしくお願いします②**
- **子どもが心配**／養老孟司
- **80歳の壁**／和田秀樹
- **言葉の花束**／サヘル・ローズ
- **ずっと使える決定版！家族・親子トランプ入門**

などなど

〜こども〜

- **地下鉄のサバイバル②**
- **しずくちゃん㊳**
- **ふしぎ駄菓子屋　銭天堂⑰**
- **絶望鬼ごっこ⑱信じてはいけない地獄警察**
- **絶叫学級㉝ウワサ話の黒幕**
- **霧島くんは普通じゃない⑤林間学校で大騒ぎ**
- **青星学園★チームEYE-Sの事件ノート⑫⑬⑭**
- **放課後、きみがピアノをひいていたから**
- **洞窟少年と犬のシロ**／祓川学
- **アカメとすごしたグレ坊**／桂浜水族館
- **ぱなしくん**／柴田ケイコ
- **いっこでもにくまん**／ふじもとのりこ
- **はやくはやくっていわないで**／益田ミリ

などなど

返礼品協力事業者の募集

町では、本年10月1日からふるさと納税制度に再参加するための準備を進めています。現在は、当制度により奈半利町を応援してくださる寄附者の皆様に対して返礼品を贈呈するために、返礼品協力事業者の募集を行っています。

ご協力いただける事業者様につきましては、随時、奈半利町役場地方創生課で事業所及び返礼品の登録に関する申請の受け付けをしていますので、ご相談ください。

なお、返礼品については、国が定める地場産品基準を満たさなければなりませんので、詳細については地方創生課へお問い合わせください。

【問い合わせ窓口】　奈半利町役場　地方創生課　ふるさと納税係　☎ 38−7775

つゆ草

蚕豆の 花は紫 咲き登る　つね子
閉校式 バルーンは高く 春空へ

蜂の群 花びらの中 黄水仙　さち子
若草や 朝の光りに 輝けり

春の川 さざ波の舞ふ 水きよし　ちえ
向こう岸 きじ鳩鳴きて 春の川

降る毎に 春の足音 すぐそこに　とも子
低木に 一輪だけの 八重椿

春うらら 心裏腹 初句会　まり子

およろこび

☆おめでとうございます

氏名	生年月日	性別	父	母	地区名
畠中　琉稀	R4・2・23	男	快	茜里	加領郷
熊田　舟悟	R4・3・13	男	尋	史帆	加領郷

お悔やみ

★謹んでお悔やみ申し上げます

氏名	死亡年月日	性別	年齢	地区名
吉岡　光正	R4・2・19	男	81	立町
内藤　健一	R4・2・21	男	93	平松
池田　里恵	R4・3・17	女	85	平松
本田　正	R4・3・18	男	86	下長田
樋口　朝子	R4・3・19	女	88	横町
植田　静恵	R4・4・11	女	92	横町

こんにちは ヘルスメイトです

新年度を迎え、進学や就職などで環境が変わり、張り切っていた気持ちがゴールデンウイークでプツリと途切れ、にわかに「やる気がでない」など体調リズムが整いにくいことがありませんか。そこで、今回は食生活での改善ポイントを紹介します。

ストレスに強くなる食生活

ポイント① 食事の基本は「主食・主菜・副菜」をそろえて!

単品料理でなく、定食スタイル(主食+主菜+副菜+汁物)がおすすめです。
不足しがちな野菜もとれ、栄養バランスもよくなります。

ポイント② バランスよく食べましょう!「さあにぎやかにいただく」

さあにぎやかにいただく

- さかな
- あぶら
- にく
- ぎゅうにゅう
- やさい
- かいそう
- いも
- たまご
- だいずせいひん
- くだもの

加工食品をとることが多い食生活は、食物繊維やDHA、EPA、葉酸などのビタミンB群、鉄などのミネラルが不足しがちです。不足を解消するためには、バランスよく食べることが大切です。

栄養素が不足しないように食材をまんべんなくとるように心がけましょう。

ポイント③ 「4つの嗜好品に気をつける」

4つの嗜好品は、気持ちをリフレッシュさせたり、ホッと落ち着かせる効果がありますが、**摂りすぎには逆効果です。**

▶たばこ・・・健康に害を及ぼします。
▶カフェイン、アルコール・・・睡眠の質を妨げます。
▶砂　糖・・・急激な血糖値上昇につながります。　など、悪影響があります!

◎嗜好品の過剰摂取が習慣にならないようにしましょう!

豚肉とキャベツの和風ポトフ

材料(4人分)

- 豚肉(焼肉用) …… 200g
- 塩 …………… 小さじ1/2
- キャベツ ………1/2個(400g)
- にんじん ………………… 1本
- だし汁(かつおだし)　4カップ
- 酒 ………………… 大さじ4
- みりん ……………… 大さじ4
- しょうゆ …………… 大さじ2
- 塩 ……………………… 少々
- ゆで卵 ……………………… 2個

作り方

1. **豚肉**は**塩**をもみ込み、約5分ほどおく。**キャベツ**は芯をつけたまま縦4等分に切る。**にんじん**は1.5㎝厚さの輪切り。
2. 鍋に**だし汁、酒、みりん、しょうゆ**、豚肉、にんじんを入れて中火にかける。煮立ったらアクを除き、ゆで卵を加えてふたをし、弱火にして約5分ほど煮る。
3. キャベツを加えてふたをし、約10分煮る。仕上げに塩少々加え、味を整える。
4. ③の**ゆで卵**は1/2カットにする。
5. 器に③を入れ、④のゆで卵を盛り付ける。

キャベツには、疲労やストレスへの抵抗力となる副腎皮質ホルモンをつくるのに必要なビタミンCを含んでいます。

豚肉には情緒を安定化させるビタミンB1をはじめ、ビタミンB群が豊富です。疲労回復にも効果的です。

ゆで卵は神経伝達物質の合成をサポートするトリプトファン、フェニルアラニンを含んでおり、うつの症状改善や抗うつ作用の手助けをしてくれます。

なはり広報
NO. 342
令和4年5月発行

編集／奈半利町広報編集委員会
☎0887−38−4011
所在地／〒781−6402 安芸郡奈半利町乙1659−1
FAX 0887−38−7788
印刷／㈱高知新聞総合印刷

「始業式」

4月7日（木）に幼稚部の1学期の始業式がありました。年少さんも大きなスモックを着て静かに園長先生の話を聞く姿が見られました。園長先生から『挨拶をしっかりとする』『廊下を走らない』『手洗いうがい消毒をする』『早寝早起き朝ごはん』この4つの約束のお話があり、子どもたちは約束を繰り返しながら覚えようとしていました。一つお兄ちゃん・お姉ちゃんになりこれからの園生活が楽しみです。

「合同避難訓練」

4月13日（水）にこども園・小学校・中学校の合同避難訓練がありました。子ども園では、地震のサイレンが鳴ると近くのテーブルの下に隠れ、体を丸く（子ども園ではダンゴムシのポーズと言っています）し、身の安全を守っていました。防災頭巾も月に何度か各クラスで被り方の練習をしており、子どもたちも自分で被る姿が見られました。その後、急いで愛光園のヘリポートに避難しました。